

後期高齢者医療保険に加入しているかたへ

新しい資格確認書または資格情報のお知らせを7月中旬に送付します

現在お使いの資格確認書の有効期限は、7月31日(金)です。8月1日(土)以降は、新しい資格確認書または資格情報のお知らせをお使いください。

保険料が改正されます

令和8・9年度の医療分の保険料率は、均等割額が52,370円、所得割率が9.49%となります。また、保険医療制度全体で新設された子ども支援分(子ども・子育て支援納付金分)の保険料率は、均等割額が1,330円、所得割率が0.25%となります。

次の場合保険料が軽減されます

①同一世帯内の被保険者及び世帯主の令和7年中の総所得金額などの合計額が基準以下の場合

均等割額 軽減割合	軽減判定基準
7割(医療分は7.2割)	430,000円+100,000円×(年金・給与所得者の数-1)以下
5割	430,000円+310,000円×被保険者数+100,000円×(年金・給与所得者の数-1)以下
2割	430,000円+570,000円×被保険者数+100,000円×(年金・給与所得者の数-1)以下

②後期高齢者医療保険に加入する前日に被用者保険(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合、船員保険)の被扶養者であった場合

均等割額	5割軽減(後期高齢者医療保険に加入してから2年を経過する月まで) ※①の表に該当する場合は、軽減割合の高いほうが優先されます。
所得割額	かかりません(負担なし)

問合せ 保険年金課後期高齢者医療担当

みんなでささえる 介護保険 ～皆さんの保険料は貴重な財源です～



介護保険制度とは

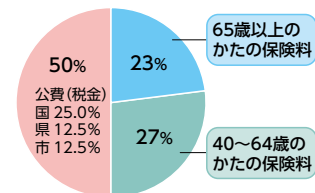
高齢者の介護を社会全体で支えるためのしくみで、保険者は白岡市です。

65歳以上のかたの令和8年度の介護保険料

4月1日現在の世帯の市民税課税状況や本人の所得などに応じて決定し、7月中旬に納付通知書を送付します。

■介護保険の財源の内訳

詳細はこちら



介護保険料の納め方

納め方	対象者	納期
年金天引き (特別徴収)	●老齢基礎年金などの受給額が、年額180,000円以上のかた	年金の支払い日(年6回・偶数月) ※4・6月は前年度2月の保険料と同額です。
納付書または口座振替 (普通徴収)	●老齢基礎年金などの受給額が、年額180,000円未満のかた(未受給のかたも含む。) ●年度途中で年金受給者になったかた ●年度途中で65歳になったかた ●年度途中で他市区町村から転入されたかた	7月～翌年2月の月末(年8回) ※12月のみ25日 ※納期限が土・日曜日、祝日の場合は、翌営業日

保険料の納付は、口座振替が便利です (ペイジー口座振替受付サービス)

【申込み】 高齢介護課窓口にて、キャッシュカードと本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)をお持ちください。

【取扱金融機関】 埼玉りそな銀行、りそな銀行、三井住友銀行、足利銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、中央労働金庫、三菱UFJ銀行、ゆうちょ銀行、南彩農業協同組合

納期限内の納付をお願いします

- 1年以上滞納すると、介護サービス費用は、全額自己負担となり、申請により保険給付分が払い戻されます。
- 1年6か月以上滞納すると、保険給付費が差し止められ、滞納分の保険料に充てられます。
- 2年以上滞納すると、保険料を遡って納められなくなり、サービス費用の自己負担が引き上げられます。また、一定の負担額を超えた場合の払い戻し(高額介護サービス費の支給)が受けられなくなります。

問合せ 高齢介護課介護保険管理担当